議案第15号

狭山市消防団条例の一部を改正する条例

狭山市消防団条例(昭和30年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「召集」を「招集」に改め、同条第2項中「召集」を「招集」に、「水火災その他の災害」を「災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)」に改める。

第15条を次のように改める。

(報酬)

- 第15条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。
- 2 団員の年額報酬は、次のとおりとする。
- (1) 団長 22万2,000円
- (2) 副団長 17万5,000円
- (3) 分団長 14万3,000円
- (4) 副分団長 11万3,500円
- (5) 部長 9万3,000円
- (6) 班長 8万円
- (7) 団員 7万3,000円
- 3 団員が職務に従事したときは、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に 定める額の出動報酬を支給する。
- (1) 災害対応の場合 次に掲げる1回当たりの出動時間の区分に応じ、それぞれに 定める額
 - ア 4時間未満の場合 4,000円
 - イ 4時間以上7時間45分以下の場合 8,000円
 - ウ 7時間45分を超える場合 当該出動時間から7時間45分を除して得た時間がア又はイに掲げる時間を増すごとに、8,000円に当該ア又はイに定める額を加算して得た額
- (2) 警戒及び訓練の場合 1日につき2,500円
- (3) 会議等の場合 1日につき1,000円
- 第16条第1項を削り、同条第2項中「前項の場合を除き」を削り、同項を同条と する。
 - 第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(公務災害補償)

- 第18条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、 その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する。
- 2 公務災害補償の額、支給方法等については、市町村消防団員等公務災害補償条例 (平成18年組合条例第28号)の定めるところによる。

附則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定及び 第18条を第19条とし、第17条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から 施行する。
- 2 改正後の第15条第3項及び第16条の規定は、この条例の施行の日以後の出動 に係る出動報酬及び費用弁償の支給について適用し、同日前の出動に係る出動報酬 及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。

令和4年2月22日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

消防団員の処遇の改善を図るため、新たに出動報酬を定め、年額報酬の額を改定するとともに、所要の改正をし、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。